

なるほど！

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 16

新しい事業承継税制：贈与？相続？どっち？

今朝、私の手元に【やさしい税金教室】平成21年度版が届きました。

税理士会が一般の方向けに毎年作成している冊子です。ご覧になったことはありますか？

この冊子の中で、非上場株式等の贈与税と相続税の納税猶予制度については、要件や手続きが複雑ですので詳しくは税理士にお尋ねください…と記し、説明を省いていました。残念！

ここまで贈与税と相続税の納税猶予の両方があるということをお話し、それぞれの同じ点と違う点をお話してきましたが、ではどっちがいいんだ！？というお話です。

ここで気を付けていただきたいことは、この贈与税と相続税のいずれを採るか、あるいは優劣の判断を制度の持つ要件や手続き、メリットの大きさの比較から入ってしまうことです。

後継者に対して経営を上手く引き継ぐための計画や行動と合っているかがポイントです。

経営の現実の承継は、実質的に経営者として退くことを意味します。

株式を移譲することは、経営の支配権を手放すことを意味します。

この見通しや経営者自身の考え方や感じ方が重要です。親族関係の間では他人間とは違う力学や感情が働きます。

先日お会いした方の相談は、息子に株式を売却するので、経営承継円滑化法の金融措置が使えないかというものでした。お考えは、後継するものの覚悟と自らの準備という視点でした。

後継者の側からすれば、後継することは果たしてオイシイ話なのか？ 責任と苦難を背負うのだから、せめて株式くらいは経済的負担なく残してほしい…という話なのかもしれません。

生前に、現社長の明らかな主体性をもって経営を完全に承継しようと思えば、譲渡か「贈与」ということですから、贈与税の納税猶予をご検討ください。

次に“使えるかどうか？”の要件や有利不利、手続きの検討と共に、株価の高さや猶予税額の試算、納税資金の問題を考慮した上で“使った方がいいかどうか？”の計算、検討、判断も必ず合わせて行ってください。

当該株式を相続税法の定めに基づいて評価しただけでは猶予税額の試算はできません。正確にやろうとすれば、すべての個人資産を合わせて評価試算しなければならないことになります。それこそ、顧問税理士さんにご相談ください。

ただ、それには時間がかかりますので、“まず確認申請をしておく”“経過措置が該当するようにしておく”がいいでしょう。まだまだ税制の話はこれからが山場ですが、次回からは、一旦税制から離れて、贈与を選ぶときの「民法特例：遺留分に関する合意」のお話をします。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）